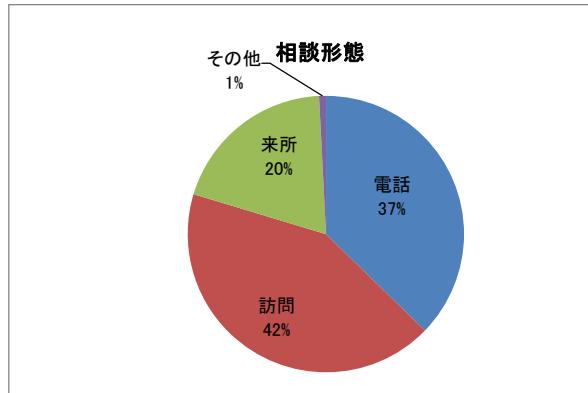


平成27年度長久手市地域包括支援センター運営事業実績報告書

平成28年 3月 社会福祉法人 愛知たいようの杜地域包括支援センター

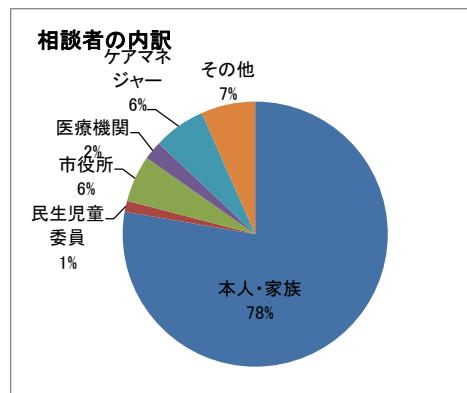
1 相談形態(全体)

	電話	訪問	来所	その他	計
4月	33	37	18	1	89
5月	48	41	11	1	101
6月	30	34	16	2	82
7月	31	27	24	1	83
8月	40	84	22	1	147
9月	33	32	23	0	88
10月	31	61	17	1	110
11月	43	25	16	0	84
12月	39	27	16	1	83
1月	38	35	19	0	92
2月	25	48	15	0	88
3月	40	39	29	1	109
計	431	490	226	9	1156



2 相談者(全体)

	本人・家族	民生児童委員	市役所	医療機関	ケアマネジャー	その他	計
4月	66	0	5	1	6	7	85
5月	78	4	6	3	7	8	106
6月	67	0	0	4	6	4	81
7月	68	0	2	1	4	8	83
8月	120	0	19	4	10	2	155
9月	69	0	6	3	6	4	88
10月	86	4	4	1	12	25	132
11月	67	3	5	3	1	5	84
12月	69	1	8	3	4	1	86
1月	72	3	3	2	4	4	88
2月	77	1	0	2	6	3	89
3月	87	0	10	0	10	8	115
計	926	16	68	27	76	79	1192

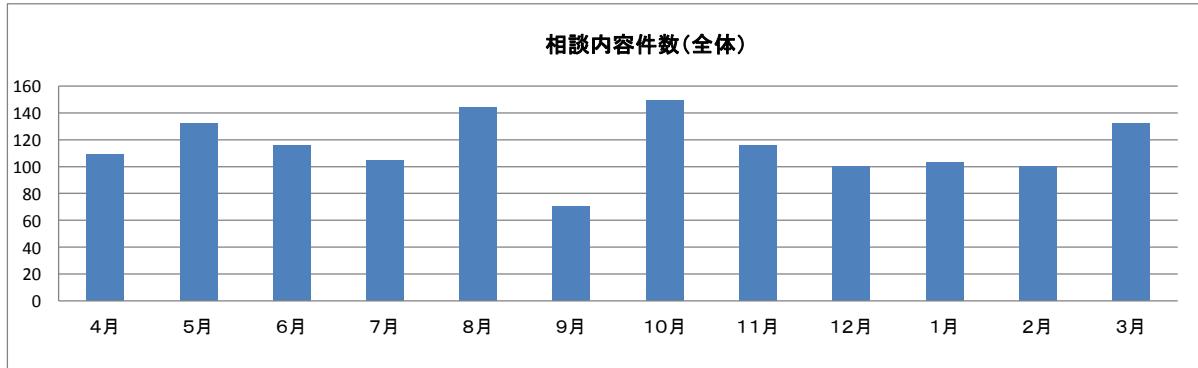


3 相談内容件数(全体)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
109	132	116	105	144	70	149	116	100	103	100	132	1376

4 相談実件数(全体)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
56	52	50	53	97	56	77	45	59	62	67	68	742

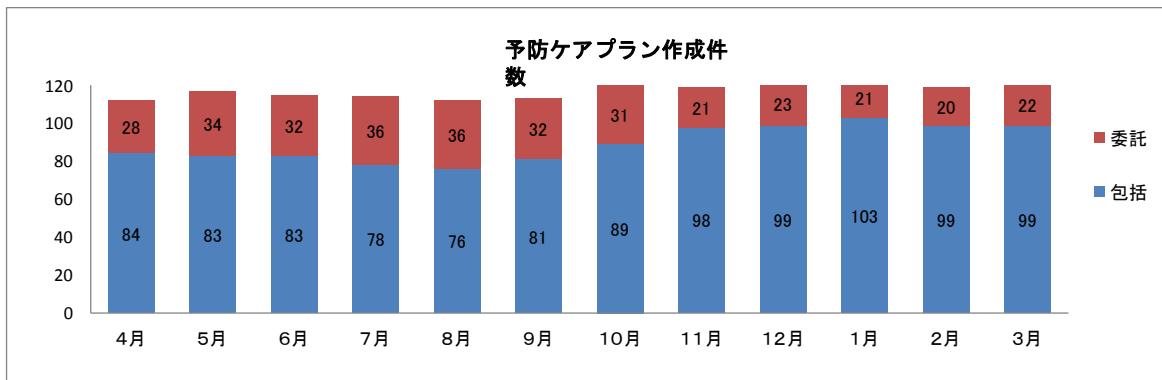


5 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、適切な介護予防プランが提供されるよう、予防ケアプランを作成する。

(1) 予防ケアプラン作成件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
包括	84	83	83	78	76	81	89	98	99	103	99	99	1072
委託	28	34	32	36	36	32	31	21	23	21	20	22	336
計	112	117	115	114	112	113	120	119	122	124	119	121	1408



(2) 委託によるケアプラン作成の内訳

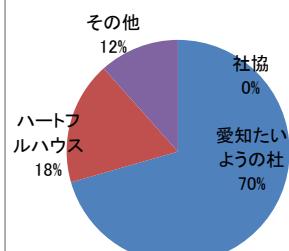
(年間累計)

愛知たいようの杜	237
ハートフルハウス	60
社協	0
その他	39
委託合計	336

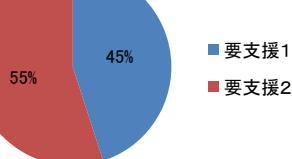
(3) 介護度の割合

4月		5月		6月		7月	
要支援1	50%	要支援1	50%	要支援1	51%	要支援1	48%
要支援2	50%	要支援2	50%	要支援2	49%	要支援2	52%
8月		9月		10月		11月	
要支援1	46%	要支援1	43%	要支援1	45%	要支援1	43%
要支援2	54%	要支援2	57%	要支援2	55%	要支援2	57%
12月		1月		2月		3月	
要支援1	41%	要支援1	40%	要支援1	40%	要支援1	41%
要支援2	59%	要支援2	60%	要支援2	60%	要支援2	59%
12月間の平均							
要支援1	45%						
要支援2	55%						

委託ケアプランの内訳



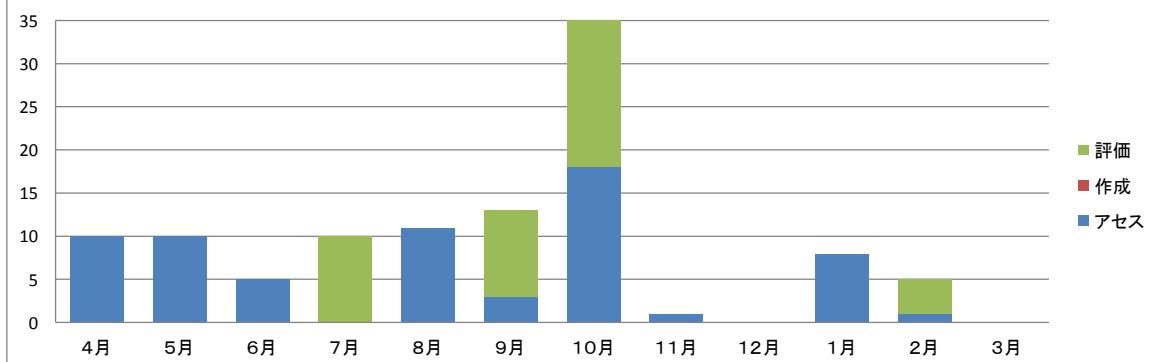
介護度の割合



(4) 二次予防事業対象者のアセスメント及びケアプラン作成及び評価・相談の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アセス	10	10	5	0	11	3	18	1	0	8	1	0	67
作成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価	0	0	0	10	0	10	22	0	0	0	4	0	46
計	10	10	5	10	11	13	40	1	0	8	5	0	113

二次予防事業対象者のアセスメント及びケアプラン作成及び評価・相談の件数

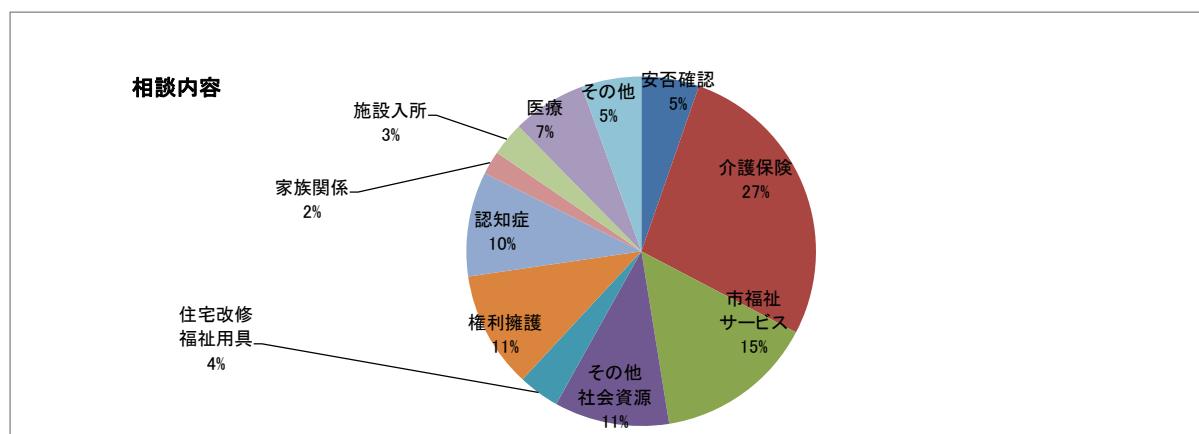


6 総合相談支援業務及び権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してそのひとらしい生活を継続していくことができるようするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

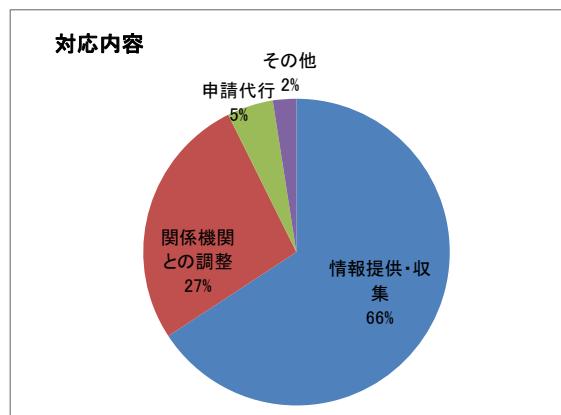
(1)相談内容

	安否確認	介護保険	市福祉サービス	その他社会資源	住宅改修 福祉用具	権利擁護	認知症	家族関係	施設入所	医療	その他	計
4月	15	19	14	5	0	15	5	2	3	4	9	91
5月	6	35	3	4	6	17	16	0	0	12	5	104
6月	3	25	7	6	4	13	10	1	3	10	7	89
7月	4	24	10	10	5	5	12	1	8	6	2	87
8月	1	33	44	18	2	10	10	6	1	3	5	133
9月	4	8	7	17	6	9	5	0	4	2	5	67
10月	7	40	7	5	9	9	8	8	7	3	2	105
11月	7	32	5	11	4	13	5	1	3	6	10	97
12月	1	20	13	21	2	13	6	5	1	3	6	91
1月	5	23	12	7	1	9	10	0	3	12	4	86
2月	5	20	30	4	3	4	8	0	0	7	5	86
3月	4	37	19	15	2	8	17	1	3	11	4	121
計	62	316	171	123	44	125	112	25	36	79	64	1157



(2)対応内容

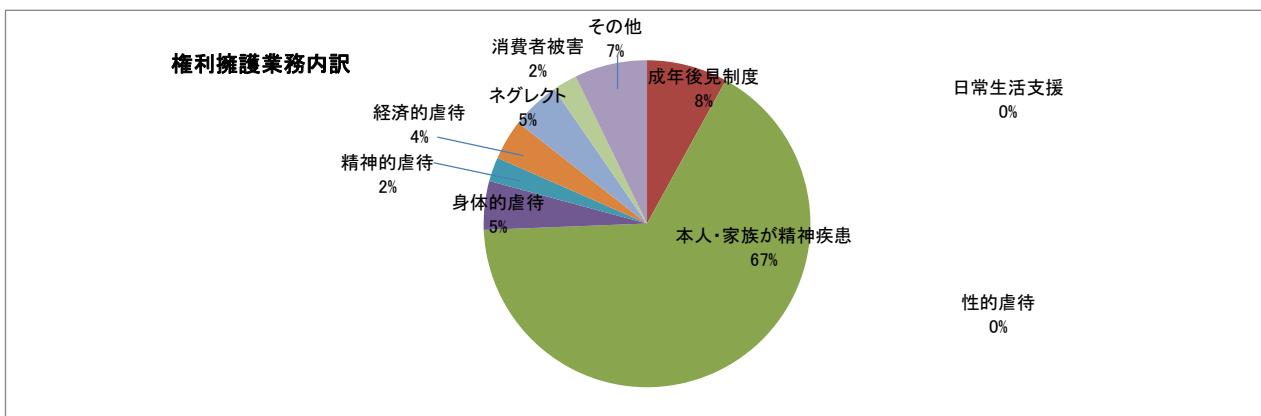
	情報提供・収集	関係機関との調整	申請代行	その他	計
4月	55	31	4	1	91
5月	68	22	5	5	100
6月	63	25	3	5	96
7月	50	25	7	1	83
8月	121	57	8	0	186
9月	53	16	3	3	75
10月	58	20	7	5	90
11月	60	16	7	0	83
12月	66	21	2	3	92
1月	69	24	1	1	95
2月	67	42	4	1	114
3月	94	38	10	6	148
計	824	337	61	31	1253



(3)権利擁護業務内訳

相談内容内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日常生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度	3	0	2	1	1	0	0	0	1	0	2	0	10
本人・家族が精神疾患	9	15	4	0	9	7	9	13	3	5	2	7	83
身体的虐待	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	1	6
精神的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
経済的虐待	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5
ネグレクト	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者被害	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	0	1	1	0	0	0	0	3	4	0	0	9
計	15	17	13	5	10	9	9	13	13	9	4	8	125



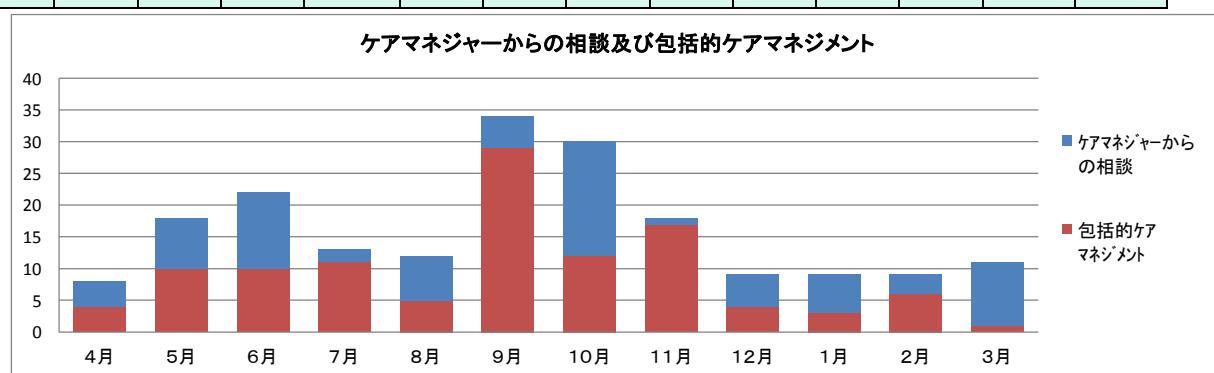
(4)困難事例について
6ページ参照

7 包括的・継続的マネジメント支援業務

地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者が住みやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを行う。

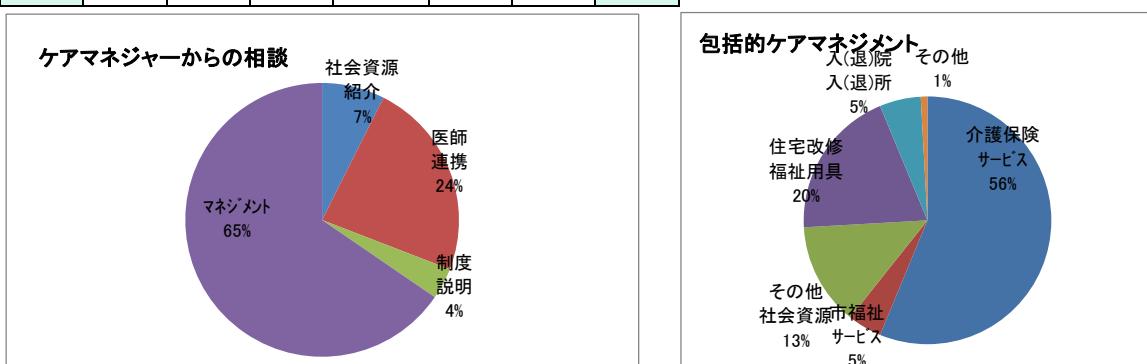
(1)ケアマネジャーからの相談及び入退院等時の包括的・継続的ケアマネジメント

相談内容件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ケアマネジャーから の相談	4	8	12	2	7	5	18	1	5	6	3	10	81
包括的ケア マネジメント	4	10	10	11	5	29	12	17	4	3	6	1	112
計	8	18	22	13	12	34	30	18	9	9	9	11	193



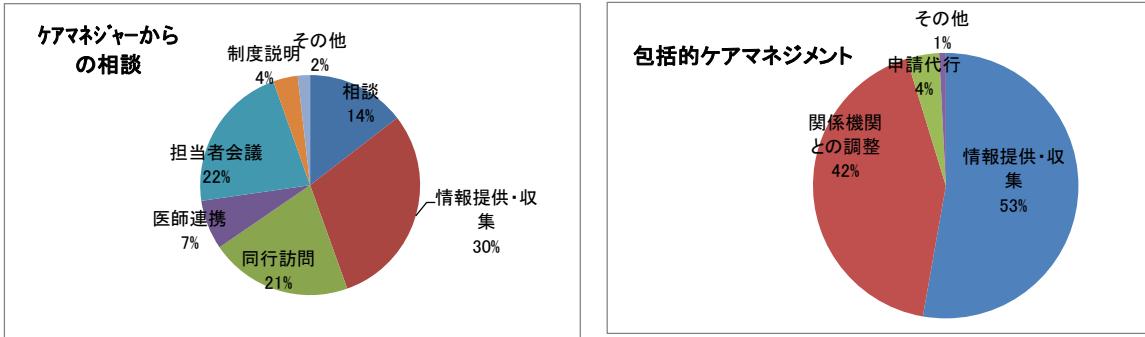
(2)相談内容内訳(年度分)

相談内容	社会資源紹介	医師連携	制度説明	マネジメント	計
ケアマネジャーから の相談	6	19	3	53	81
包括的ケア マネジメント	63	5	15	22	112



(2)対応内容内訳(年度分)

対応内容	相談	情報提供・収集	同行訪問	医師連携	担当者会議	制度説明	その他	計
ケアマネ ジャーから の相談	16	33	23	8	24	4	2	110
包括的ケア マネジメント	67	54	5	1	127			



(3) 入院(所)・退院(所)時医療機関・ケアマネジャーとの連携等
・入、退院時の在宅サービスの相談・支援

8 地域ケア会議について

6ページ参照

9 各業務における事業計画に対する進捗状況

8ページ参照

9. 各業務における事業計画に対する進捗状況

愛知たいようの杜地域包括支援センター

実施（取組）内容	具体的実施（取組）事項	進捗状況
II 介護予防ケアマネジメント業務 <p>(1) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務 - 二次予防事業対象者となる高齢者のスクリーニングの実施を行う。予防事業対象者となる高齢者に対しアセスメントに応じた介護予防教室を紹介する。(あったか昼食会、アクア教室、口腔ケア教室、転倒予防教室、栄養改善教室、回想法教室等) また、必要に応じ介護予防プランを作成し、事業の実施状況を適宜モニタリングし、目標達成度や状態の改善を評価する。</p> <p>(2) 新予防給付に関するケアマネジメント業務 - 要支援1、2の認定を受けた要支援者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来ることを目指に支援する。 - 心身機能及び生活機能の維持、向上を積極的に図るための適切な介護予防サービス計画を作成し、その評価を行う。 - また、必要に応じ、介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託する。またその業務が適正に行なわれているか確認し、委託先担当介護支援専門員を支援する。</p>	<p>(1) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務 - 身近な生活圏域で自立した生活の継続を実現するために、介護予防教室を地域の老人憩の家、集会所などで定期的に開催する。 - 地域交流を目標に、シニアクラブ、生きがい・趣味の会、健康体操サークル等との連携を図り、高齢者の自立した生活の継続を支援する。 - 長生学園地域支援事業「かがやきの会」を毎月開催し、高齢者の社会参加及び地域交流の機会とする。 - 地域の老人憩の家や地域の集会所などで行われている、住民参加型の介護予防事業いきいき俱楽部に訪問し、参加者の相談、地域の情報収集、見守り等の生活を支援する。</p> <p>(2) 新予防給付に関するケアマネジメント業務 - 居宅を訪問し、本人及びご家族に面接をして情報収集し、解決すべき課題を把握する。 - 本人及びご家族の置かれた状況を考慮して、提供される介護サービスの目標、達成時期、介護サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護サービス計画を作成する。 - 3ヶ月に一度、居宅を訪問し、生活及び身体状況を把握、評価する。また、訪問しない月は、電話にて状況確認（評価）を行う。 - 介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託する場合は、速やかに市に届出を行う。また、地域包括支援センター運営協議会にて、事前承認または事後報告を行う。</p>	<p>(1) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務 * 介護予防教室 楓コーラス : 4/7, 5/5, 6/2, 7/7, 8/4, 9/1, 10/6, 11/3, 12/1, 1/12, 2/2, 3/1 茜コーラス : 4/22, 5/27, 6/24, 7/22, 8/26, 9/23, 10/28 ニューサンシャイン 健康体操 : 4/10, 5/8, 6/12, 7/10, 8/14 9/11, 10/9, 11/13, 12/11, 2/12, 3/11 ザ和座話の会 : 4/23, 5/28, 6/25, 7/23, 9/24, 10/22 11/26, 12/24, 1/28, 2/25, 3/24 * 長生学園地域支援事業 かがやきの会 : 4/9, 5/21, 6/18, 7/9, 8/20, 9/17, 10/8 11/19, 12/17, 1/21, 2/18, 3/17 * いきいき俱楽部 楓 : 4/1, 6/3, 8/12, 10/7, 12/2, 2/10 茜 : 4/1, 6/10, 8/5, 10/7, 12/2, 2/3 長配 : 4/8, 6/24, 8/12, 10/14, 12/16, 2/10 丁子田 : 5/20, 7/15, 9/16, 11/11, 1/13, 3/16 (2) 新予防給付に関するケアマネジメント業務 常時実施</p>
III 総合相談支援業務及び権利擁護業務 <p>(1) 地域におけるネットワーク構築業務 - 担当圏域の自治会、町内会、商工会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、子供会、また医療・福祉等の専門職等の地域の力を活かし、地域住民自らが担い手となる地域包括ケアシステムの構築を図る。これらの力を借りて、ネットワークを構築し有効活用する。 - 高齢者の虐待防止については、市、両地域包括支援センターとマニュアルを作成し、マニュアルに沿って虐待対応を行う。また、早期発見のため、地域見守りネットワークの構築に努める。 - ボランティアに関心のある人を社会資源として活用し、事業に関わってもらいながら、研修などをを行い、今後は高齢者世帯で不足する生活支援の人材として地域支え合いの仕組み作りに活躍して頂けるようにする。 - 長久手市地域包括支援センター行方不明高齢者保護ネットワークを利用し、行方不明高齢者の発生時は、ネットワーク登録協力者にメール配信にて情報を共有し、保護に努める。 - 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理</p>	<p>(1) 地域におけるネットワーク構築業務 ①関係者のネットワーク構築 - 民生委員・児童委員協議会例会参加 毎月1回 - 包括ケア会議・包括担当者連絡会 - 地域密着型介護事業者の運営推進会議参加 (市内指定認知症対応型共同生活介護(二ヶ所)・小規模多機能型居宅介護(一ヶ所)・地域密着型小規模特別養護老人ホーム一ヶ所) ②活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 - 生活支援コーディネーターとの情報交換を行い、定期的な話し合いを行う。 - 地域ケア会議の開催 ③地域における認知症への支援体制の構築 - 認知症サポーター養成講座の開催 (市内小学校・中学校・企業・高齢者向け等) - 地域住民の方に向け、長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業への登録者の促進・周知を行う。</p>	<p>(1) 地域におけるネットワーク構築業務 * 関係者のネットワーク構築 - 民生委員・児童委員協議会 4/17, 5/15, 6/19, 7/17, 8/21 9/18, 10/16, 11/20, 12/4, 1/15, 2/19, 3/18 - 担当者連絡会 : 4/16, 4/30, 5/26, 6/16, 7/2, 7/29 8/18, 9/29, 10/27, 12/12, 1/26, 2/23, 3/29 * 地域密着型介護事業所運営推進会議 楽家晴 : 4/22, 6/22, 7/25, 9/15, 12/13, 1/27 よろこんぶ : 5/9, 8/9 さつきの家 : 5/21 ナース・トライアングル : 10/19, 12/14, 2/22 * 認知症サポーター養成講座 : 7/14, 10/18, 10/31, 12/16 12/21, 1/12, 3/9, 3/28 * 地域ネットワークの構築 ひまわりクラブ : 4/14, 4/28, 5/12, 5/26, 6/9, 6/23, 7/14, 7/28, 8/11, 8/25, 9/8, 9/22, 10/13, 10/27, 11/10, 11/24, 12/8, 12/22, 1/12, 1/26, 2/9, 2/23, 3/8, 3/22 長西第一シニアクラブ : 6/14, 11/13, 1/14, 2/28 ニューサンシャイン : 1/8, 3/11 塚田防災会 : 7/4 Nっ子音楽祭 : 8/22 市が洞夏祭り : 8/23</p>

<p>解を広め、「認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる」社会の構築に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療が必要な高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすために病院や診療所、訪問看護ステーション等と連携を図り、電子連絡帳等を活用して包括的支援に努める。 地域における介護支援専門員のネットワークの構築 ケアマネサロンに参加し、市、各居宅介護支援事業所と連携及び情報交換を行い、資質向上のための勉強会、また外部講師による研修会等を計画する。 地域密着型介護事業所運営推進会議に参加 (認知症対応型居宅介護・小規模多機能型居宅介護・地域密着型特別養護老人ホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩の家・地区集会所に出向き、認知症の勉強会、映像を流し、認知症の理解を図る。 認知症家族支援プログラム及び杜の家族会の参加を通し、継続的な家族支援を行う。 <p>④在宅医療・介護連携ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子連絡帳の活用 長久手市医療・介護・福祉ネットワーク（愛・ながくて夢ネット）会議の参加 居宅介護（予防）支援事業所連絡会「ケアマネサロン」参加 各専門研修会・勉強会への参加 <p>⑤啓発・広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 両地域包括支援センターが協同し、地域に出向き、周知活動を行う。（チラシ配布・介護予防体操など） 広報誌「杜のうた」年2回（8月、2月）発行 自治会、町内会シニアクラブ等にて地域包括支援センターのチラシを配布する。 老人憩の家等で開催されるいきいき俱楽部や、集会所で開催される生きがいサークル・サロンなどを訪問し啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 樂笑会：8/26, 9/2, 9/10, 9/16, 10/7, 10/14, 10/21 10/28, 11/4, 11/18, 11/25, 12/2, 12/9, 12/16 3/2, 3/9, 3/16, 3/23 西小学校運動会：9/11, 9/27 福祉まつり：9/23 西小学校区まちづくり協議会：2/7 地域密着型介護施設見学ツアー協力：3/26 後山公園クリーン活動：3/20 <p>* 在宅医療ネットワークの構築</p> <p>【愛・ながくて夢ネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会：4/20, 7/25, 10/28, 1/21 運営委員会：6/30, 9/7, 12/22 <p>【東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会】 4/13, 6/8, 10/5, 12/14</p> <p>【名古屋東部認知症連携の会】 6/23, 11/17</p> <p>【入退院調整部会】6/26, 8/18, 10/8, 1/19</p> <p>【地域マップ部会】12/18, 2/9, 3/8</p> <p>* ケアマネサロン：5/19, 7/16, 9/15, 12/11, 3/29</p> <p>* 中根集会所にて「健康つくり」講話 9/19</p> <p>* 北中学校にて「命の学習口座」講話 2/9</p> <p>* 南中学校にて「命の学習口座」講話 2/18</p> <p>* 包括PRイベント・出張相談開催（アピタ長久手店） 9/5</p>
<p>(2) 実態把握業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の様々なニーズに応じるために、地域の高齢者の集まる場所など定期的に訪問し、地域課題を発見する。 地域の実態把握業務では、支援を必要とする高齢者について民生委員・児童委員から情報提供を受け、総合相談に繋げるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行う。また地域に住む、福祉の目の届かない高齢者を発見し、必要な相談支援が受けられるように情報を収集する。特に独居高齢者が虚弱状態に陥り、生命に危険が及ぶ場合は、各関係機関・事業所と連携し早急な対応を行う。 	<p>(2) 実態把握業務</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき俱楽部の参加 茜老人憩の家・楓老人憩の家・長配集会所・丁子田集会所にて、二次予防事業対象高齢者を発見し、必要な介護予防を早期に提案・対応する。 シニアクラブ・サロン等の依頼があれば、介護予防・認知症等の出張講座を行う。 生活支援コーディネーターとの情報交換 民生委員と市とで実態把握調査ヒアリングを行う（年一回） 老人憩の家、集会所等を利用し出張相談を行う。 	<p>(2) 実態把握業務</p> <p>* 実態把握調査ヒアリング 11/16, 11/24, 11/27, 12/7, 12/8, 12/15, 12/21, 12/22</p> <p>* 出張相談の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 楓憩の家：4/7, 5/5, 6/2, 7/7, 8/4, 9/1, 10/6, 11/3, 12/1, 1/12, 2/2, 3/1 茜憩の家：4/22, 5/27, 6/24, 7/22, 8/26, 9/23, 10/28 11/25, 12/23, 1/27, 2/24, 3/23 ざわざわ（古民家）：4/23, 5/28, 6/25, 7/23, 9/24 10/22, 11/26, 12/24, 1/28, 2/25, 3/24 バンバン（喫茶店）：4/24, 5/22, 6/26, 7/24, 8/28 9/25, 10/23, 11/27, 12/25, 1/29, 2/26, 3/25 アピタ（PRイベントと同時開催）：9/5 樂笑会：9/2, 9/10, 9/16, 10/7, 10/14, 10/21, 10/28 11/4, 11/11, 11/18, 11/25, 12/2, 12/9, 12/16, 1/27 2/3, 2/10, 2/17, 2/24, 3/2, 3/9, 3/16, 3/23
<p>(3) 総合相談業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における相談窓口として、24時間体制で電話、来所等の相談に対応し、相談業務を的確に把握し、必要に応じ家庭訪問を行う。 地域包括支援センター以外にも、地域の集会所を利用し出張相談を行う。 相談者の実態を把握し、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、それぞれの課題を明確にし、関係機関への連絡を迅速・柔軟・丁寧に行う。 地域住民へ消費者被害の対応、悪質商法販売撃退法等の情報提供等のチラシを作成して、シニアクラブ、いきいき俱楽部等にて配布し、被害を未然に防止できるように啓発する。 	<p>(3) 総合相談業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び情報提供を行う。 継続的に関与する。 適切な関係機関へ連携する。 介護保険認定申請の代行。 家庭訪問を行う。 	<p>(3) 総合相談業務</p> <p>常時実施</p>
<p>(4) 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由、家族関係、認知症が原因で起こる権 	<p>(4) 権利擁護業務</p> <p>①制度の活用・利用促進</p>	<p>(4) 権利擁護業務</p> <p>常時実施</p>

<p>利侵害及び虐待の防止のために、民生委員・児童委員、各サービス事業者、近隣の人からの情報をもとに早期発見、早期対応を行う。</p> <p>・権利擁護の観点からの支援が必要と判断した時は、長久手市長寿課と連携し、諸制度を活用し、多職種による継続的なチームケアにより支援をする。また、必要に応じ尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度への円滑な利用支援を行う。</p>	<p>②虐待への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待事例が発生した場合は、その事実を確認し、市と連携し迅速な対応を行う。 ・高齢者虐待予防法・成年後見制度の周知・勉強会を各集会所等で開催する。 <p>③困難事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催 <p>④消費者被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など、最新の消費者被害情報を提供し、予防に努める。 	<p>* 成年後見サポーター研修受講（職員の資質向上）： 6/12, 6/19, 6/26, 7/3, 7/10, 7/17</p> <p>* 成年後見制度講話：長久手第一シニアクラブ 2/28</p> <p>* 地域ケア会議（関係機関、市、地域住民、民生委員） 6回開催：4/3, 4/23, 5/15, 6/9, 6/15, 8/26</p>
<p>IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>(1) 包括的・継続的ケア体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院（所）退院（所）時の支援 介護認定申請中、担当する居宅介護支援専門員が居ない場合、在宅生活が円滑に送れるように連絡、調整を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築のためにケアマネジャーを支援し、各サービス事業者、施設及び医療機関と連絡、連携を密に行い、利用者の在宅支援を適切に行う。 ・高齢者を取り巻く地域にある様々な問題を、ケアマネジャーとともに民生委員・児童委員、地域住民等を含めた地域ケア会議を開催する。 	<p>(1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院時前カンファレンスに参加 ・地域ケア会議（個別ケースレベル・日常生活圏域レベル・市レベル）開催 	<p>(1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築 常時実施</p> <p>* 地域ケア会議（個別ケースレベル）6回開催</p>
<p>(2) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーを対象に、資質向上のための研修を両地域包括支援センター協働で開催する。 	<p>(2) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両地域包括支援センターで協働し、市内全域介護サービス提供事業所対象に実施。 	<p>(2) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築</p>
<p>(3) 介護支援専門員に対する個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーからの介護支援計画及びマネジメントに関する相談、困難事例に対する相談に対応する。必要時には同行訪問し、状況を把握し助言する。また、市と有識者と介護支援計画の適正化をチェックし、専門的見地から助言、指導を行う。 	<p>(3) 介護支援専門員に対する個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議に同行、参加する。 ・各居宅支援事業所でケアプランチェックに参加する。 	<p>(3) 介護支援専門員に対する個別支援</p> <p>* サービス担当者会議：随時参加</p> <p>* ケアプランチェック：11/6, 11/12, 11/20, 12/3, 2/4 2/16</p>